事業再構築補助金「最低賃金枠」の要件見直しについて

- 令和5年10月に全国平均43円の過去最大の最低賃金引上げが予定されていることから、最低 賃金引上げの影響を強く受ける事業者の事業再構築を強力に支援するため、最低賃金要件の 緩和及び対象期間の見直しを行います。
- 本要件見直しは、8月10日に公募開始済みの第11回公募から適用します。

【最低賃金要件】

第10回公募まで

(令和5年6月30日締切)

2021年10月から2022年8月までの間で、3か月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること



第11回公募

(令和5年8月10日~10月6日)

2022年10月から2023年8月までの間で、3か月以上最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること

※最低賃金要件以外の要件及び補助金額・補助率等に変更はありません。詳細は公募要領をご確認ください。